



平成 16 年 12 月 28 日発行  
新年の挨拶

第6号

新年の挨拶  
制度見直しの論点  
「予防重視型システムへ転換」  
について(厚生労働省の考え方)  
お知らせ  
「東京都介護支援専門員実務研修  
受講試験の結果について」

### 東京都福祉保健局高齢社会対策部長 野村 寛

事業者の皆様、新年あけましておめでとうございます。  
介護保険制度がスタートしてから、都内で介護サービスを提供する指定事業所は 9,000 事業所を超え、都民の利用できる介護サービスの総量も飛躍的に拡大し、制度自体も着実に普及・浸透してまいりました。この間の皆様のご尽力に対して改めて感謝を申し上げます。  
今日、介護保険制度が急速に浸透するとともに介護給付費も大幅な増加を見せていますが、保険料負担の増加や財源確保の問題などを背景として、提供されているサービスが果たして制度の理念や目的に沿って適切に提供されているかどうか、真に利用者の生活の質の向上に結びついているかどうか、「給付の適正化」が大きな課題となっています。又、介護サービスは以前にもましてサービス内容の質が問われる時代になっており、利用者の生活の改善につながるサービスを効果的に提供し、サービス利用者はもとより、保険制度を支える都民の皆様にも納得のいくサービス提供が求められています。  
今年も介護事業者の皆様とともに協力し、制度の理念・目的の実現と制度の持続性を強固なものとしていくため、給付の適正化に取り組んでいきますので、よろしく申し上げます。

### 東京都保険者機能強化検討会座長 稲城市介護保険担当課長 石田 光広

新年あけましておめでとうございます。  
日頃より地域住民のために介護サービスをご提供いただき感謝申し上げます。今年、国の制度見直しを受け、介護予防システムの確立、給付費の適正化、保険者機能の強化、第 3 期介護保険事業計画など、数多くの課題解決の年になります。保険者である区市町村は、増え続ける要介護者をその地域資源である介護サービスによっていかに支えていくかが課題となります。事業者さんとともに、地域の介護力充実のために知恵を出していきたいと思っております。さらに、介護サービスを通じて介護保険の信頼性を高める努力も怠ってはなりません。保険者も事業者さんも、都民の介護保険適正運営への期待に応えていきましょう。

### 東京都介護支援専門員研究協議会 理事長 鈴木 博之

新年あけましておめでとうございます。  
介護保険事業者の皆様にとって今年、今後実施される制度改正の中でどのように事業を展開していくか、まさに制度改正準備への慌しい年になることでしょう。これは、私ども、介護支援専門員も同様です。しかし、たとえどのような形で制度が変わろうとも、介護サービスの主体は利用者であるということを忘れてはなりません。身体・精神上的課題は勿論、様々な生活上の課題を抱える利用者の方々、少しでも自らの力で快適な生活を獲得すること、そこをサポートするのが我々の仕事です。事業者にとっては経営的に厳しい時代と言えますが、一人の利用者の権利も侵されない社会を目指し、力を合わせていきましょう。

「予防重視型システム転換」について(厚生労働省の考え方) 制度見直しの論点

Q1: どうして予防重視型への転換が必要なの？

今回の制度見直しでは、予防重視型システムへの転換が重要なテーマとなっていますが、「介護予防」を取り上げる趣旨はなんですか、どうして介護予防・リハビリを推進していく必要があるのですか。

A1: 介護保険制度の基本理念である「自立支援」の観点から、できる限り要介護状態にならないようにし、また、要介護状態となっても、状態が悪化しないようにするために、「介護予防の推進」を改革の柱の一つとしています。

制度施行後の状況として、要支援や要介護1の軽度者が急増し、要介護者の全体の5割近くに達していますが、これら軽度者に対する介護サービスが必ずしも利用者の状態の維持・改善につながっていないケースがみられます。このため、介護予防の観点から、状態の改善や悪化防止により一層役立つものとなるよう、サービスの内容やケアマネジメントの在り方を見直し、制度全体を「予防重視型システム」に転換していくことを目指します。

Q2: 介護予防システムの具体的な内容は？

介護予防を推進していくうえで重要となる介護予防システムは全体像が不明確なところがありますが、介護予防の対象者の振り分け方、新予防給付の具体的な内容、介護予防マネジメントの仕組みなど、どうなるのですか。

A2: 新たな介護予防システムにおいては、要支援・要介護になるおそれのある段階の高齢者を対象に、介護予防のための事業(「**地域支援事業(仮称)**」)を積極的に展開するとともに、要支援や要介護1等の軽度者を対象に、介護予防に効果のある「**新予防給付**」を創設します。そして、これらの取組は、一貫性・連続性のあるシステムとするため、市町村が責任をもって実施していくことを目指します。

介護予防システムでは、要介護認定などの段階で、対象者のスクリーニング(振り分け)を行い、対象となる高齢者は市町村が設置する「**地域包括支援センター(仮称)**」において個別アセスメントと介護予防プランの作成をもらったうえで、高齢者自らの選択に基づき必要な介護予防サービスを利用することとなります。

具体的な対象者の振り分け方、新予防給付の内容、介護予防マネジメントについては、現在、専門家による委員会で検討が進められています。新予防給付の内容については、既存のサービスを評価・検証し、介護予防に有効なメニューに位置づけるとともに、筋力向上トレーニングや低栄養予防など効果の明らかなサービスについては、市町村モデル事業の評価を踏まえメニューに取り入れていく考えです。

東京都介護支援専門員実務研修受講試験の結果について お知らせ

受験者数および合格者数

受験者数	10,706人	合格者数	3,526人	合格率	32.9%
------	---------	------	--------	-----	-------

国家資格別合格者数内訳

医師、歯科医師	37人
薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士(管理栄養士)、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師	1,685人
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	1,737人
その他の者	354人